

海陽町関西ふるさと会会則

(名 称)

第1条 本会は、「海陽町関西ふるさと会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、ふるさとを離れ関西地域で暮らす海陽町出身者の交流と、親睦を図り、ふるさと海陽町への郷土愛を育み、連携し、ふるさとへの応援と会員同士の発展を推進することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の交流と親睦を図る
- (2) ふるさと海陽町との情報交換及び交流
- (3) 海陽町へのふるさと応援団としての活動
- (4) その他本会の目的達成のために必要な活動

(会 員)

第4条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 関西地域（大阪、京都、兵庫、和歌山、奈良、滋賀）で暮らす海陽町出身者
- (2) (1)以外の者で、本会の趣旨に賛同し、大阪での会議や催しに参加できる者

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監事 2名

2 役員任期は、2会計年度とし、再任を妨げない。ただし、任期満了であっても後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

3 役員に欠員が生じたときは必要に応じて補選し、その任期は他の役員の残任期間とする。

(役員選任)

第6条 役員は、総会において選任する。

2 会長、副会長、幹事、会計、会計監事は役員会で選出し、総会に報告する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は、役員会において所定の事項の協議にあたる。

4 会計は、会の会計処理を行う。

5 会計監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

- 第8条 本会に顧問を若干名置くことができる。
2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

(会議)

- 第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。
2 会議は、会長が召集する。
3 総会は、年1回開催し、臨時総会及び役員会は必要の都度開催する。
4 会議の議決は、出席会員の過半数で決する。

(総会)

- 第10条 総会は、次の事項を審議する。
(1) 事業計画及び事業報告の承認
(2) 予算及び決算の承認
(3) その他本会の運営に必要な事項

(役員会)

- 第11条 役員会は、次の事項を審議する。
(1) 総会に付議する事項
(2) 入会、退会、除名に関する事項。
(3) その他役員会の運営に関する事項

(事務局)

- 第12条 本会の事務を処理するため、事務局は会長の指名により関西圏内に置く。

(経費)

- 第13条 本会の運営経費は、会費、寄付金及びその他の収入金をもって充てるものとする。
2 会費は、年会費2,000円とする。
3 各行事の開催にあたっては、参加者から経費を徴収する。
4 退会者及び除名者に対して、それまでに納入した年会費等は返還しない。

(会計年度)

- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(その他)

- 第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

附 則

(施行期日)

- この会則は、平成27年7月12日から施行する。